

労働・助成金情報 特急便

第 49 号 (2015 年 11 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

今月は、「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件の変更についてまとめてみました。今後ご利用をお考えの事業主の皆様は、ご注意ください。

◆平成 27 年 5 月 1 日以降、中小企業事業主が対象労働者を雇い入れる場合

1. 助成額及び対象期間の変更 (中小企業以外は変更ありません)

特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現行		平成 27 年 5 月 1 日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	高年齢者 (60 歳以上 65 歳未満)、母子家庭の母等	90 万	1 年	60 万	1 年
	身体・知的障害者	135 万	1 年 6 ヶ月	120 万	2 年
	重度障害者等 (重度障害者、45 歳以上の障害者、精神障害者)	240 万	2 年	240 万	3 年
短時間労働者	高年齢者 (60 歳以上 65 歳未満)、母子家庭の母等	60 万	1 年	40 万	1 年
	障害者	90 万	1 年 6 ヶ月	80 万	2 年

高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現行		平成 27 年 5 月 1 日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	90 万円	1 年	60 万円	1 年
短時間労働者	60 万円	1 年	40 万円	1 年

2. 助成対象外となる基準の追加

- 雇入れた対象労働者が、事業所の代表者または取締役の 3 親等以内の親族である場合には助成対象外となります。
- 対象労働者を雇入れた事業所と同一事業所で、雇入れ日以前の 3 年間に、通算して 3 ヶ月を超える職業訓練や実習などを行った場合には助成対象外となります。また関連会社で雇入れ日以前 1 年間に、通算して 3 ヶ月を超える職業訓練や実習を行った場合も助成対象外となります。

◆平成 27 年 5 月 1 日以降、初回申請する場合

3. 支給額の算定方法の見直し

- 対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、支給対象期 6 ヶ月間実際に働いた時間を 1 週間で平均した時間 (平均実労働時間) が 30 時間の 8 割 (短時間労働者以外の最低基準) もしくは 20 時間の 8 割 (短時間労働者の最低基準) 以上の場合には助成額満額を支給されます。
- 支給対象期 6 ヶ月間の平均実労働時間が最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により助成額を月ごとに算定して支給します。
- 支給額の算定に必要な賃金額は、従来は支給対象期に支払いのあった賃金額の総額となっていたが、今後は支給対象期に労働した分として支払われた賃金の額となります。

◆平成 27 年 10 月 1 日以降、対象労働者を雇い入れる場合

4. 離職割合要件の追加

- 過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の**離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）**、新たな対象労働者の雇入れについて、**この助成金を受けることはできません。**

<要件①>雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

新たな対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間に、1年以上働いている人が5人以上（過去にこの助成金を受けた人に限る）いる場合に、その離職率が50%を超える場合。

<要件②>助成金対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

過去に助成金を受けて1年経過する日が、新たな対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間に5人以上（過去にこの助成金を受けた人に限る）いる場合に、その対象者の離職率が50%を超える場合。

要件①および要件②の算出方法具体例については

厚生労働省リーフレット「特定就職困難者雇用開発助成金の支給要件を変更します」をご参照ください。